

奨学金を希望される皆さんへ

(平成30年度さぬき市奨学生募集のご案内)

さぬき市では、経済的な理由により進学、修学が困難な方に対し、奨学金を貸し付けています。

〔申請できる方は〕

- ① 保護者が、さぬき市内に1年以上居住していること。
- ② 経済的な理由により、進学、修学が困難であること。
- ③ 志願者と生計同一者全員及び連帯保証人が、全ての市町税を完納していること。
④市町税に滞納がある場合は、選考の対象から除外されます。

〔借りられる額と期間は〕

貸付けの月額及び期間は、次のとおりです。

区分	月額	期間(正規の修業年限以内)
高等学校	15,000円	3年以内
高等専門学校		5年以内
大学	37,000円	4年以内(医学部等は6年以内)
短期大学		2年または3年以内
専修学校(専門課程)		1～4年以内

※貸付けは、無利息です。

※上記の区分に該当しない学校は、奨学金貸付けの対象になりません。あらかじめ御確認ください。

〔申請の方法は〕

平成30年2月1日から2月28日までに、「さぬき市奨学金申請書類一覧」に掲げる書類を教育委員会事務局教育総務課に**持参**してください。

※ 受付時に、簡単な聞き取り及び書類の確認を行います。

※ 市役所生活環境課、各支所及び各出張所では受付できません。

〔奨学生の決定は〕

教育委員会において、提出された書類を基に審査し、決定します。採用及び不採用の結果は、3月末頃に文書で通知します。

なお、奨学金は予算の範囲内で貸し付けていますが、世帯の収入が一定の基準を上回る場合は、採用者数が新規貸付予定人数に満たなくても不採用となる場合があります。

〔奨学金の交付は〕

3か月に1回（4月・7月・10月・1月の末日）、指定口座に振り込みます。
ただし、入学年度の4月分については、半年分を交付することも可能です。

〔奨学金の返還は〕

原則として、卒業後又は退学後、貸付けを受けた期間を3倍した期間内に、月賦、半年賦又は年賦払いにより全額返還していただきます。

☆返還の例

区 分	貸付総額 (無利子)	返還 期間	返 還 方 法		
			月払い	半年払い	年払い
高 等 学 校 高等専門学校	540,000 円 (貸付期間3年)	5年	9,000 円	54,000 円	108,000 円
		9年	5,000 円	30,000 円	60,000 円
大 学 専 修 学 校	888,000 円 (貸付期間2年)	4年	18,500 円	111,000 円	222,000 円
		6年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円
	1,776,000 円 (貸付期間4年)	6年	24,600 円*	148,000 円	296,000 円
		12年	12,300 円*	74,000 円	148,000 円

*端数は、初回に算入されます。

(病気等やむを得ない理由のため返還が困難になった場合は、申請により返還を猶予したり、返還期間を延長することができます。)

〔 問 合 せ 先 〕

奨学金の申請や返還方法などについて、詳しいことは下記までお問合せください。

〒769-2492 さぬき市津田町津田138番地15

さぬき市教育委員会事務局教育総務課 Tel (0879) 42-3021